

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	枚方市 国民年金事務 重点項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、国民年金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

令和4年9月14日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民年金ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の31の項</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の11の項(同条例施行規則第12条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の47、48、50の項</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施しない ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	—
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民生活部 年金児童手当課
②所属長の役職名	年金児童手当課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
特に無し	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民年金被保険者
その必要性	個人を正しく把握することにより、正確な国民年金被保険者情報の管理を行うため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及び4情報:対象者の正確な特定</li> <li>・健康・医療関係:国民年金被保険者の届出等を適正に把握するため</li> <li>・その他の情報に関しては国民年金法に基づき、適正に日本年金機構への進達及び厚生労働省に報告するうえで法定化されている。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	年金児童手当課、市民室(各支所を含む)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	国民年金法に基づき、各種届、申請等の日本年金機構への進達並びに厚生労働省への報告が法定化されている。	
④使用の主体	使用部署	年金児童手当課、市民室(各支所を含む)
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金被保険者の資格等の情報を適正に管理するために使用する。</li> <li>・日本年金機構への進達及び厚生労働省への報告に使用する。</li> </ul>	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人・代理人から入手する場合 届出書の記載内容と個人番号カード、通知カード等と突合の上、本人確認を行う。</li> <li>・評価実施機関内の他部署から入手する場合 内部番号(識別番号)を突合し、対象者の特定をする。</li> <li>・国民年金の届出等の際に入手する場合は年金手帳とその他本人確認書類で突合を行う。</li> <li>・日本年金機構で新たに基礎年金番号が生成された場合は、日本年金機構に照会のうえ突合を行う。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
<b>委託事項1</b>	
①委託内容 国民年金システム運用保守管理	
①委託内容 国民年金システム運用保守を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社I・C・S	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項2～5</b>	
<b>委託事項2</b>	
①委託内容	
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
再委託	④再委託の有無 ※ [ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
移転先1	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第2の26の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	年金加入及び受給状況、受給資格の確認等
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者及び相談者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 口頭 )
⑦時期・頻度	窓口で特定個人情報の提供依頼のあった都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退出管理カードにより入退出管理を行っている施錠された管理区域内に設置したサーバで管理する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	
この国民年金システムは個人番号情報を極力最低限の使用にとどめるため、国民年金被保険者情報と住民基本台帳情報とリンクされている中で、「住民記録の転出実定」がかかったもの、「死亡届を出した翌日」の情報に関しては含まれないように設定されている。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人情報及び個人異動情報	個人番号 世帯番号 住民種別 生年月日 性別 続柄 国籍コード 住所コード 氏名 通称名 併記名 世帯主名 住所 前住所 住民年月日等 転出先住所コード 転出先住所 削除事由(転出死亡コード) 消除日/住喪年月日 転出先郵便番号 市内郵便番号
--------------	---

被保険者情報	国民年金記号番号 現存区分 不在情報 重複取消情報 国民年金正記号番号 国民年金取消記号番号 受給年金情報 特障番号 国民年金基金情報 公的年金情報 事務組合情報 事務組合コード 諸届情報 手帳再交付受付日 氏名変更受付日 生年月日訂正受付日 性別訂正受付日 手番統合受付日 その他情報 電話番号 喪失予定年月日 喪失予定理由 勸奨送付日 備考コード 前市申請コード 卒業予定年月 国保取得日 国保喪失日 転入前氏名
--------	--

被保険者異動情報	処理日(システム日付) 異動事由 国民年金基礎番号 更新データ情報 行政情報出力情報
----------	--

資格情報	年金資格取得情報 年金資格喪失情報
------	----------------------

付加情報	付加加入情報 付加辞退情報
------	------------------

免除情報	申請免除受付簿情報 申請結果情報 申請取下情報 免除記録情報 法免申免区分 免除申請情報 免除消滅情報 免除その他情報
------	--

免除所得情報	免除取込情報 免除所得関連情報 免除扶養情報 免除情報(被保険者) 免除情報(配偶者) 免除情報(世帯主)
--------	--

給付情報	国民年金証書記号番号 給付受付簿情報 障害基礎年金情報 遺族・寡婦年金情報 加算対象者情報 特別障害給付金受給者番号
------	---

税情報	課税年度 合計所得 総損 所得控除情報(人数) 扶養障害情報 所得控除情報(金額) 課税取消
-----	--

障害基礎年金情報	初診日 傷病名 20歳前後のとき転入日 受診歴 交付済の手帳 初診日までの種別 受給権および納付要件 加算対象者又は児扶手対象者 児童扶養手当と子加算の比較 請求の種類 障害認定日 現況届受付日 障害基礎年金相談受付履歴情報 障害基礎年金必要書類確認情報 相談内容情報
----------	--

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民年金被保険者ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において年金手帳及びその他本人確認ができる書類を基に、厳密に確認を行い、対家者以外の情報の入手防止に努める。</li> <li>・各種届出書類のシステムへの入力後にシステム入力者とは異なる者が目視及びリスト等で確認を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> <li>・携帯可能なコンピュータについてはワイヤーロック等の盗難防止措置を講じている。</li> <li>・届出書や申請書は、使用後に鍵付の保管庫や書庫に保管している。</li> <li>・当システムは、特定個人情報の送受信については、外部と直接接続を行わない。</li> <li>・当システムは、ICカードとパスワードによる個人認証を実施している。</li> <li>・窓口に衝立を設置することにより、対応に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用業務以外の業務又は個人番号を必要としない業務から国民年金に関する情報等の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	端末にアクセスするためのカード認証とシステムにアクセスするためのID・パスワードによる認証を行っており、業務上必要最低限に限定した特定の職員や作業従事者のみが照会できるようにしている。また、国民年金システム内で利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	国民年金システムIDの管理を行う。 (1) ID/パスワードの発効管理 ・アクセス権限が必要となった場合、システム担当が確認の上、IDを発行し業務の利用制限を行う。 (2) 失効管理 ・定期的又は異動／退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動／退職情報をシステム担当が確認し、当該事由が生じた際にはシステム担当がアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム全般の利用に係る証跡（ログ）を取得する。</li> <li>・職員を対象に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修や注意喚起を行い、業務外利用の禁止等について徹底する。新たに配属になった職員には個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を別途行う。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。</li> </ul>	



7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	該当無し
再発防止策の内容	該当無し
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退は磁気カードにより記録している。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</li> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。</li> <li>・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで分けている。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</li> <li>・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。</li> <li>・この国民年金システムは個人番号情報を極力最低限の使用にとどめるため、国民年金被保険者情報と住民基本台帳情報とリンクされている中で、「住民記録の転出実定」がかかったもの、「死亡届を出した翌日」の情報に関しては含まれないように設定されています。</li> <li>・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。</li> </ul>	
8. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<枚方市における措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託業者に個人情報の保護に関する特記仕様書を提示し、その従業員に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
特に無し。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
②請求方法	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	無し。
④個人情報ファイル簿への不記載等	無し。
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1407
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年9月14日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(既存各業務システム)	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(既存各業務システム)	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 31項 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事項であって主務省令で定めるもの	・番号法別表第1の31の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の11の項(同条例施行規則第12条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の47、48、50の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の2、26条の3、26条の4)	事後	脱語補正に係る変更であり、重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡村 理恵	年金児童手当課長 箕浦 正揮	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年12月以降	平成28年1月1日	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	年金児童手当課、市民室、北部支所、香里ヶ丘支所、津田支所	年金児童手当課、市民室(各支所を含む)	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	年金児童手当課、市民室、北部支所、香里ヶ丘支所、津田支所	年金児童手当課、市民室(各支所を含む)	事後	重要な変更には当たらないため

平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供移転の有無	[ ○ ]行っていない	[○]移転を行っている (1)件	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	—	生活福祉室	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	—	番号法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条)	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	—	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③移転する情報	—	年金加入及び受給状況、受給資格の確認等	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	—	1万人未満	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	—	受給者及び相談者	事後	重要な変更には当たらないため

平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	—	[○]その他(口頭)	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	—	窓口で特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	この国民年金システムは個人番号情報を極力最低限の使用にとどめるため、国民年金被保険者情報と住民基本台帳情報とリンクされている中で、「住民記録の転出実定」がかかったもの、「死亡届を出した翌日」の情報に関しては含まれないように設定されています。	この国民年金システムは個人番号情報を極力最低限の使用にとどめるため、国民年金被保険者情報と住民基本台帳情報とリンクされている中で、「住民記録の転出実定」がかかったもの、「死亡届を出した翌日」の情報に関しては含まれないように設定されている。	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	III. リスク対策 ※(7. ②を除く) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。</li> <li>・携帯可能なコンピュータについてはワイヤロック等の盗難防止措置を講じている。</li> <li>・届出書や申請書は、使用後に鍵付の保管庫にや書庫に保管している。</li> <li>・当システムは、特定個人情報の送受信については、外部と直接接続を行わない。</li> <li>・当システムは、ICカードとパスワードによる個人認証を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。</li> <li>・携帯可能なコンピュータについてはワイヤロック等の盗難防止措置を講じている。</li> <li>・届出書や申請書は、使用後に鍵付の保管庫にや書庫に保管している。</li> <li>・当システムは、特定個人情報の送受信については、外部と直接接続を行わない。</li> <li>・当システムは、ICカードとパスワードによる個人認証を実施している。</li> <li>・窓口に衝立を設置することにより、対応に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。</li> </ul>	事後	リスクの軽減に係る措置の追加であり、重要な変更には当たらないため

平成29年7月14日	<p>Ⅲ. リスク対策 ※(7. ②を除く)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p>	<p>個人情報保護に関する覚書</p> <p>・条例等の遵守、秘密の保持、本市の個人情報に係る管理規定に基づく個人情報の管理等、目的外使用等の禁止、複製の禁止、提供資料の返還又は廃棄、枚方市の検査への応諾義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定</p> <p>個人情報に係る管理規定</p> <p>・作業責任者等の設置等、個人情報の保護に関する誓約書の提出、システム導入等の作業場所におけるの遵守事項、個人情報の管理、サーバ室での作業におけるの遵守事項、個人情報の受渡しに係る記録、緊急時対応計画の策定</p>	<p>委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。</p> <p>・番号法等の関係法令の遵守 ・秘密の保持</p> <p>・取扱区域外への情報持ち出しの禁止 ・目的外利用の禁止 ・複製の禁止 ・情報の返却、消去、廃棄 ・従業員の特定 ・従業員への監督及び教育 ・市の検査、報告の求めへの応諾 ・漏えい等事案に係る損害の賠償</p> <p>・再委託の条件 ・再委託先に対する監督とその履行状況の報告 ・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施 ・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当</p>	事後	<p>リスクの軽減に係る措置の追加であり、重要な変更には当たらないため</p>
平成29年7月14日	<p>Ⅲ. リスク対策 ※(7. ②を除く)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p>	<p>[ ]提供・移転しない</p>	<p>[○]提供・移転しない</p> <p>5. の各項目については削除</p>	事後	<p>脱語補正に係る変更であり、重要な変更には当たらないため</p>
平成29年7月14日	<p>Ⅲ. リスク対策 ※(7. ②を除く)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。</p> <p>・この国民年金システムは個人番号情報を極力最低限の使用にとどめるため、国民年金被保険者情報と住民基本台帳情報とリンクされている中で、「住民記録の転出実定」がかかったもの、「死亡届を出した翌日」の情報に関しては含まれないように設定されています。</p>	<p>・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。</p> <p>・この国民年金システムは個人番号情報を極力最低限の使用にとどめるため、国民年金被保険者情報と住民基本台帳情報とリンクされている中で、「住民記録の転出実定」がかかったもの、「死亡届を出した翌日」の情報に関しては含まれないように設定されている。</p> <p>・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。</p>	事後	<p>リスクの軽減に係る措置の追加であり、重要な変更には当たらないため</p>
平成29年7月14日	<p>V. 評価実施手続</p> <p>1. 基礎項目評価</p> <p>①実施日</p>	<p>平成27年6月1日</p>	<p>平成29年7月14日</p>	事後	<p>重要な変更には当たらないため</p>

平成31年3月29日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 国民年金被保険者情報の管理 2. 国民年金保険料の免除申請に係る所得情報帳票の作成 3. 障害基礎年金等の受給者管理 4. 20才前障害基礎年金受給者に係る連名簿情報の作成 5. 住民記録等の変更による国民年金被保険者情報届の帳票作成 6. 日本年金機構への所得情報等の提供情報媒体の作成	1. 国民年金被保険者情報の管理 2. 国民年金保険料の免除申請に係る申請書および所得情報帳票の作成 3. 障害基礎年金等の受給者管理 4. 20才前障害基礎年金受給者に係る連名簿情報の作成 5. 住民記録等の変更による国民年金被保険者情報届の帳票作成 6. 日本年金機構への所得情報等の提供情報媒体の作成 7. 国民年金被保険者の得喪・付加・法免・手帳交付などの届書の作成	事後	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金児童手当課 箕浦 正揮	年金児童手当課長	事後	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号及び4情報:対象者の正確な特定 ・健康・医療関係:国民年金被保険者の届出等の適正に把握するため ・その他の情報に関しては国民年金法に基づき、適正に日本年金機構への進達及び厚生労働省に報告するうえで法定化されている。	・個人番号及び4情報:対象者の正確な特定 ・健康・医療関係:国民年金被保険者の届出等を適正に把握するため ・その他の情報に関しては国民年金法に基づき、適正に日本年金機構への進達及び厚生労働省に報告するうえで法定化されている。	事後	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③委託先名	ニュートラル株式会社	株式会社I・C・S	事後	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	III. リスク対策 ※(7. ②を除く) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・携帯可能なコンピュータについてはワイヤロック等の盗難防止措置を講じている。 ・届出書や申請書は、使用後に鍵付の保管庫にや書庫に保管している。 ・当システムは、特定個人情報の送受信については、外部と直接接続を行わない。 ・当システムは、ICカードとパスワードによる個人認証を実施している。 ・窓口に衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。	・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・携帯可能なコンピュータについてはワイヤロック等の盗難防止措置を講じている。 ・届出書や申請書は、使用後に鍵付の保管庫や書庫に保管している。 ・当システムは、特定個人情報の送受信については、外部と直接接続を行わない。 ・当システムは、ICカードとパスワードによる個人認証を実施している。 ・窓口に衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。	事後	重要な変更には当たらないため

平成31年3月29日	<p>Ⅲ. リスク対策 ※(7. ②を除く)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<p>委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法等の関係法令の遵守</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・取扱区域外への情報持ち出しの禁止</li> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・複製の禁止</li> <li>・情報の返却、消去、廃棄</li> <li>・従業員の特定</li> <li>・従業員への監督及び教育</li> <li>・市の検査、報告の求めへの応諾</li> <li>・漏えい等事案に係る損害の賠償</li> <li>・再委託の条件</li> <li>・再委託先に対する監督とその履行状況の報告</li> <li>・その他枚方市特定個人情報安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施</li> <li>・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当</li> </ul>	<p>委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報の保護に関する特記仕様書」を提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法等の関係法令の遵守</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・取扱区域外への情報持ち出しの禁止</li> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・複製の禁止</li> <li>・情報の返却、消去、廃棄</li> <li>・従業員の特定</li> <li>・従業員への監督及び教育</li> <li>・市の検査、報告の求めへの応諾</li> <li>・漏えい等事案に係る損害の賠償</li> <li>・再委託の条件</li> <li>・再委託先に対する監督とその履行状況の報告</li> <li>・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施</li> <li>・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当</li> </ul>	事後	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	<p>Ⅲ. リスク対策 ※(7. ②を除く)</p> <p>9. 従業者に対する教育・啓発</p> <p>具体的な方法</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託業者と特定個人情報保護に関する覚書を交わし、その従業員に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</li> </ul>	<p>&lt;枚方市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託業者に個人情報の保護に関する特記仕様書を提示し、その従業員に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</li> </ul>	事後	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	<p>Ⅳ. 開示請求、問合せ</p> <p>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p> <p>②請求方法</p>	枚方市特定個人情報保護条例に基づき、自己情報の開示等請求を受け付ける。	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	<p>I 基本情報</p> <p>4. 個人番号の利用</p> <p>法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の31の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の11の項(同条例施行規則第12条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の47、48、50の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の2、26条の3、26条の4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の31の項</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の11の項(同条例施行規則第12条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の47、48、50の項</li> </ul>	事後	重要な変更には当たらないため

令和4年9月14日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康部 年金児童手当課	市民生活部 年金児童手当課	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託の伴うものを除く。) 移転先1	生活福祉室	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託の伴うものを除く。)	番号法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条)	番号法別表第2の26の項	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置しており、それらの機器は24時間の監視を行い、定期的にログの解析を行っている。</li> <li>・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</li> <li>・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</li> <li>・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置しており、それらの機器は24時間の監視を行い、定期的にログの解析を行っている。</li> <li>・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで分けている。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</li> <li>・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</li> <li>・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。</li> </ul>	事後	重要な変更には当たらないため

令和4年9月14日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出は磁気カードにより記録している。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</li> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。</li> <li>・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</li> <li>・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出は磁気カードにより記録している。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</li> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。</li> <li>・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで分けている。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</li> <li>・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</li> </ul>	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	Ⅳ. 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	Ⅳ. 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 年金児童手当課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1407	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	Ⅴ. 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月14日	令和4年9月14日	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[ 委託する ] ( 2 )件	[ 委託する ] ( 1 )件	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	国民年金保険料免除結果入力業務委託	—	事後	重要な変更には当たらないため

令和4年9月14日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	国民年金保険料免除等の免除区分及び期間の入力を行う。	—	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	—	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社アイ・オー・プロセス	—	事後	重要な変更には当たらないため
令和4年9月14日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託	[ 再委託しない ]	—	事後	重要な変更には当たらないため